

## 10 共済契約者における退職金支給規程の整備

県社協共済事業から支給される退会共済金は、事業主が支給する退職金となりますので、退職金の支給について、施設・団体の規程の中で定める必要があります。

ここでは、あくまで基本的な例文を挙げていますので、実際には各事業所の実態に合った内容にしなければなりません。各法人で定めている他の規程との整合性を確認した上で、規定する必要があります。

### <規定する主な項目>

適用される労働者の範囲、退職金の支給要件、額の計算、支払方法、支払時期等

<規定の例文> ～県社協共済事業及び福祉医療機構退職手当共済制度に加入している場合～

「就業規則」又は「給与規程」等に退職金について規定した上で、別途「退職金規程」を設ける場合は、例1と例2のそれぞれを規定しますが、退職金に関する規定を「就業規則」又は「給与規程」等の中に通して定める場合は、例2の「第2条（適用範囲）から第8条（掛金の納付）」を規定する形となります。

#### 【例1】

##### 《社会福祉法人〇〇〇会の就業規則》

##### 第〇章 退職金

(退職金)

第〇条 職員の退職金については、別に定める。

#### 【例2】

##### 《退職金支給規程》

(目的) 第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇〇会（以下「法人」という。）の就業規則第〇条に基づき、職員の退職金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程による退職金は、法人に雇用され勤務する常勤職員に適用する。〇〇及び〇〇には適用しない。

(退職金)

第3条 退職金は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から支給される退職手当金及び社会福祉法人岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済事業（以下「県社協共済事業」という。）から支給される退会共済金とする。

(退職金の額)

第4条 退職金の額は、機構及び県社協共済事業の定めにより計算された額とする。ただし、第6条第2項の規定に該当する場合は、別途定めにより決定した額とする。

2 第〇条により休職する期間については、法人の都合による場合を除き、前項の計算の期間に算入しない。

(退職金の支払方法及び支払時期)

第5条 退職金は、支給事由の生じた日から 月以内に、退職した職員（死亡による退職の場合はその遺族）に支払う。

(給付の制限)

第6条 退職金は、次の各号に該当する者には支給しない。

(1) 勤続年数が1年に満たない者

(2) 退職した職員が、引き続き機構及び県社協共済事業に加入している施設又は団体に勤務し、加入期間の継続を行った者（以下「継続職員」という。）

2 懲戒解雇により退職した者については、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

(勤続期間の継続)

第7条 機構及び県社協共済事業に加入している施設又は団体から継続職員として採用された者の勤続期間は、それまで勤務していた施設又は団体における勤続期間を通算する。

(掛金の納付)

第8条 法人は、第3条に規定する機構及び県社協共済事業に対し、それぞれが定める掛金を納付する。

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、 年 月 日から施行する。

#### <補足>

■ **第2条** ⇒ 適用される労働者の範囲

退職金の支給対象となる職員の範囲を規定します。県社協及び機構その他それぞれの共済制度について、加入対象となる職員を明示する必要があります。

■ **第4条第2項** ⇒ 休職期間の取扱い

休職等の期間を退職金支給の対象となる期間に算入させるか否かについて定めます。

ここで定める内容により、会費免除申請の有無を判断します。

■ **第7条** ⇒ 勤続期間の継続

共済契約をしている他の事業所を退職した職員を採用し、共済事業を「転出・転入届」によって継続している場合、その職員に退職金を支給する際の税務処理において、前事業所からの勤続期間を通算する旨を規定していることが必要です。

## 各共済契約者における「退職金支給規程」の確認のお願い

(岩社総務発第74号平成29年6月8日付け通知文書)

本会共済事業で定めている『民間社会福祉事業共済規程』を平成29年6月2日に改正し、会員(職員)が懲戒解雇等により退職した場合の退会共済金の給付制限に関する規定を削除しました(第21条の2第1項第3号)。—平成30年4月1日から適用—

### 《改正までの経緯》

これまで、会員への退会共済金の支給については、その退職理由のうち、「懲戒解雇処分をうけたこと。」により退職した場合は、運営委員会の意見を聴き、給付制限を行う場合がある旨を規定しており、支給の決定に当たっては、福祉医療機構(以下「機構」という。)の決定に準じることとして、機構の審査結果を基に運営委員会において審議し、決定していました。

また、機構の退職金制度に加入していない会員が審議の対象となった場合は、過去の類似する事例に対する機構の審査結果を判断材料として運営委員会に提出し、決定を得ていました。

しかし、機構の退職金制度に加入していない会員に対して、運営委員会で支給の可否の決定を行わなければならない事由が発生した場合においては、「本共済事業では明確な審査基準を有していないこと。」また、「懲戒解雇処分の基準が法人ごとに異なること。」などの理由から、「懲戒解雇処分に対する給付制限のあり方」について、当該事由が発生した場合の会員に対する退会共済金については、各共済契約者が支給の可否を判断すべきものとして、運営委員会で検討してきました。

その結果、さきの運営委員会において、当該事由に対する給付制限を廃止することで承認され、平成29年6月2日に開催された県社協理事会において規程が改正されました。

### 《給付制限を行う場合の退会共済金の取扱いに関する留意点について》

退会共済金には、会員が拠出した会費累計額が含まれていますが、本人拠出分については退職所得には該当せず、また、本共済制度では本人拠出分に関しては、退会時に全額返還することとなっていますので、給付制限の取扱いについては、その点に十分に配慮していただくようお願いいたします。